



International Metalworkers' Federation

I M F における国際枠組み協約の背景





International Metalworkers' Federation

IMFにおける国際枠組み協約の背景

IFA世界会議の背景報告書

ドイツ・フランクフルト

2006年9月26日-27日

目次	1
序文	3
1. 規範モデル以降—— I M F 内部の議論	4
2. 現存協約に関する経験	6
2.1 提案・交渉	7
2.2 内容の比較	8
表題	8
I L O 中核的労働基準	9
世界規模の適用	9
サプライヤー	9
国内法との関係	9
2.3 実施	11
インデシット／メルローニ	11
フォルクスワーゲン	12
レオニ	11
ダイムラークライスラー	12
地域レベルでの実施	14
2.4 執行	15
3. 要約	17

IMFにおける国際枠組み協約の背景

序文

IMFは、ずいぶん前から、グローバル・レベルで多国籍企業と交渉するためのメカニズム構築の必要性を認識している。過去10年間に、IMF世界大会、中央委員会および執行委員会で、国際枠組み協約（IFA——以前は「行動規範」と呼ばれた）について積極的に議論してきた。

この文書の目的は、IFA世界会議の参加者が討議に備えられるようにするため、IFAが取り決められた歴史的・政治的背景を示すとともに、その現在までの内容・利用に関する実用的な情報を提供することである。

この文書は、会議での議論を先取りするためのものではない。したがって本文書では、IFAに関するIMFの経験から生じた多くの問題を提起するが、それらについて結論を引き出したり解決策を示したりすることは意図的に避けている。

この場をお借りして、本会議の準備に取り組むために設置された計画グループのメンバーによる非常に貴重な援助と、書記局による取りまとめ作業に感謝したい。この文書の立案にあたり、元IMFインターンのユアン・ギブが実施したIFA関連作業も利用した。

この背景報告書が役に立ち、IFA世界会議への参加に備える一助となれば幸いである。活発な討論、白熱した討論が行われ、何よりも重要なことだが、この会議でIMFのIFA方針に関する明確な勧告が立案されるよう願っている。

連帯をこめて

書記長 マルチェロ・マレンタッキ

IMFにおける国際枠組み協約の背景

1. 規範モデル以降——IMF内部の議論

1997年のIMFサンフランシスコ大会で、代議員は、「労働者の諸権利を全国レベル労使対話に組み込むために企業行動規範を取り決める」という目標を導入するアクション・プログラムを承認した。そのような行動規範はIMFと多国籍企業との間で決められ、この2者間の協約になるであろうことは、最初から明白だった。これらの規範は、国際労働機関（ILO）「原則の三者構成宣言」や、経済協力開発機構（OECD）「多国籍企業ガイドライン」のような既存文書を基礎とする。当初の狙いは、IMF執行委員会が、どの多国籍企業を標的にするかを決定することであった。

大会後、行動規範に関する勧告を作成するためにワーキング・グループが設置され、このグループは行動規範モデルの立案作業に重点を置くことを決定した。その後、1998年12月の執行委員会ではIMF行動規範モデルが採択された（囲みを参照）。このIMFモデルは国際自由労連（ICFTU）のモデルを基礎とし、他のグローバル・ユニオン・フェデレーション（GUF）も、よく似たモデルを利用していた。

シドニー大会で採択された2001～2005年アクション・プログラムはIMFに対し、加盟組織の組合員がいるすべての企業で行動規範モデルの採用を目指す運動の続行を委任した。その目的は、大会対象期間に主要な金属部門のそれぞれで、少なくとも1つはそのような協約を取り決めることであった。実際に、この期間に5つの部門で10本のIFAが締結された。マルチェロ・マレンタッキIMF書記長は2005年の大会に報告した際、この成功の問題点、すなわち、ヨーロッパ系多国籍企業との協約ばかりであることを指摘し、ヨーロッパ域外、特に北米とアジアの企業と交渉を開始すべく努力するよう求めた。

2002年までには、国際枠組み協約（IFA）という言葉が使われるようになっていた。この言葉が採用されたのは、IMFと加盟組織が追求する交渉による協約と、企業が社会的責任への取り組みを表面的に示すために、ますます一方的に採択するようになっていた任意の行動規範とを区別するためだった。

このときにはすでに多くの協約が締結されており、2002年12月にサンディエゴで開かれたIMF執行委員会では、進捗状況を見直し、この経験から生じた原則・問題のいくつかを確認することができた。

この会合では以下の原則が確認された。

- IMFは最初から関与すべきである。
- IMF役員かIMFに指名された人がIFAに署名しなければならない。
- IFAは企業の世界中の工場・施設すべてを対象としなければならない。
- IFAはIMFと経営陣がグローバル・レベルで取り決めるべきである。
- 本国の組合と世界協議会（設置されている場合）は、交渉において主導的な役割を果たすべきである。
- 受入国の組合と協議すべきである。

IMFにおける国際枠組み協約の背景

- IFAは、ILO中核的労働基準に言及し、「サプライヤーに圧力をかけてIFAの原則を実施させる」という企業の約束を盛り込んでいなければならない。
- 実施にあたっては、労働組合を参加させなければならない。
- 経営陣は、全事業所の労働者と組合にIFAのことを知らせ、IFAに基づいて苦情を申し立てるための手段を伝えなければならない。

このプロセスにおいて企業の本国以外の労働者を代表するうえで、IMFが重要な役割を担っていることが特に強調された。

IFA普及キャンペーンの強化が要求された。特に、IFAに強く抵抗する企業こそ、標的にすべき種類の企業である。

執行委員会は新たな問題も正確に指摘した。例えば企業は、IMFを協約署名者として受け入れることだけでなく、監視プロセスにIMFを関与させることにも抵抗を示しており、このプロセスを国内レベルにとどめておきたがった。このころまでには、大手多国籍企業に関する最も大きな問題のいくつかがサプライチェーンから生じていたため、サプライヤー行動の問題に取り組む必要があることが明白になっていた。

2002年12月の執行委員会のちょうど6週間前に、ゼネラル・モーターズ（GM）・ヨーロッパとGM欧州従業員代表委員会（EWC）、欧州金属労連（EMF）との間で、同社ヨーロッパ事業における社会的責任の原則に関する協約が締結された¹。これを受けて、地域協約は国際協約へのステップなのか、それとも逆に国際協定の実現を妨げるものなのかをめぐり、論争が巻き起こった。現在までのところGMにはIFAがなく、締結の見通しもはっきりしない。

2003年以降、IFAは一貫して優先課題であり、その後の執行委員会で経過報告書が提出された。議論の重点は、すべての関連組合に最初から情報を提供することの必要性、IMFの中心的役割、効果的な実施の必要性だった。北米企業や日本企業とIFAを締結することの重要性が、その達成の難しさとともに頻繁に指摘された。

IMF 枠組み協約モデル

IMF 枠組み協約モデル（IFAモデル）は、多国籍企業と国際枠組み協約（IFA）を取り決めるための基礎として、IMF執行委員会によって採択された。

IFAモデルは3つの主要な要素で構成される。

- ILO中核的労働基準——条約番号を挙げて引用
- 請負業者やサプライヤーにIFAの基準を遵守させるという要件
- 実施への組合参加

ILO中核的労働基準

1998年、ILO総会は「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」を採択した。これは基本的な人的価値を支持するという政府、使用者団体および労働者団体による約束の表明とみなされている。この宣言はILO加盟国に対し、その国が関連条約を批准済みか否かに関係なく、4つのカテゴリーの原則・権利を尊重し促進することを委ねている。この宣言は、これらの権利が普遍的なものであり、すべての国々のすべての人々に適用されることを明確にしている。

4つのカテゴリーは以下のとおりである。

¹ その後もなく、ヨーロッパ・フォードと同社EWCとの間でも協約が締結された。

IMFにおける国際枠組み協約の背景

- 結社の自由と団体交渉権（ILO条約第87号、第98号および第135号ならびにILO勧告第143号）
- 強制労働の廃止（ILO条約第29号および第105号）
- 児童労働の撤廃（ILO条約第138号および第182号）
- 職場における差別の撤廃（ILO条約第100号および第111号）

これらの「中核的」条約はIFAモデルの中心にあり、条約番号を挙げて明白に引用すべきことが規定されている。

サプライヤー条項

多くの場合、最悪の労働権侵害が発生するのはIFAを締結している企業ではなく、その企業に供給するサプライヤーである。このためIFAモデルには、「企業は、請負業者、その下請業者、主要サプライヤーおよびライセンス（フランチャイズ権所有者）に対し、当該企業のために製品または部品を生産・販売するにあたってIFAの条件を提供し、IFAの基準を遵守するよう求める」という条項が盛り込まれている。

実施への組合参加

IFAモデルは、労使で構成される監視グループの設置を要求している。原則として、組合はIFAの実施を監視し、違反を確認・報告するうえで役割を果たさなければならない。

追加規定

IFAモデルは以下のことも規定している。

- 企業は、労働組合の活動に対して積極的なアプローチを採用し、組合の組織的活動に対して公平正大な態度を取る。
- 企業は、労使紛争にあたって、当該紛争に関与する者と置き換えるために新規労働者を雇用しない。
- 標準週労働時間に対して支払われる賃金・給付は、少なくとも法定最低基準および業界最低基準を満たすものとし、常に労働者とその家族の基本的ニーズに応え、ある程度の可処分所得を提供するに十分な水準でなければならない。
- 労働時間は、労働者の健康や生産的生活のその他の側面を損なってはならない。
- 安全で衛生的な労働環境を提供し、最善の労働安全衛生慣行を促進するものとする。

2. 現存協約に関する経験

IMFは今のところ15本のIFAを締結しており、第1号は2001年にメルローニ（インデシット）と、最新の協約はPSAプジョーシトロエンと締結された（表を参照）。15本のIFAの

うち、8本は自動車部門かそのサプライヤー部門の協約で、それ以外は電機・電子、機械技術、鉄鋼、航空宇宙各部門の協約である。すでに述べたように、すべてのIFAがヨーロッパ系企業と締結されている。

IMFにおける国際枠組み協約の背景

2.1 提案・交渉

会社名	締結年	国	産業
メルローニ (インデシット)	2001	イタリア	家電
フォルクスワーゲン	2002	ドイツ	自動車
ダイムラークライスラー	2002	ドイツ	自動車
レオニ	2002	ドイツ	ワイヤ/ケーブル
GEA	2003	ドイツ	エンジニアリング
SKF	2003	スウェーデン	ローラーベアリング/シール
ラインメタル	2003	ドイツ	自動車部品、兵器、エレクトロニクス
ボッシュ	2004	ドイツ	自動車用品、工業用品、消費財、建築技術
プリム	2004	ドイツ	金属製押しボタン 電気接触部品
ルノー	2004	フランス	自動車
レヒリング	2004	ドイツ	エンジニアリング樹脂、自動車工学、電気工学
EADS	2005	フランス	航空宇宙、防衛
BMW	2005	ドイツ	自動車
アルセロール	2005	ルクセンブルク	鉄鋼
PSAプジョーシトロエン	2006	フランス	自動車

多国籍企業とのIFAを提案するにあたり、現在の慣行では、IFAを受け入れる可能性の高い企業と交渉を開始することによって、できるだけ多くの協約を締結できるようにしている。

これまでに締結されたIFAに関しては、標準的な提案・交渉手続きがなかった。EWCや世界従業員代表委員会(WWC)または同等の機関がIFAを提案した場合は、一般に当該機関が引き続き交渉を主導している。例えばEADSの場合、EWCが定期会合で会社側にIFA締結の話を持ちかけた。協約締結に先立って、EADSに組合員がいる世界中の組合に協約書を送った。BMWでも同様の手続きが利用された。フォルクスワーゲンでは、WWCが会社側との交渉を提案した。内容に関する争点とIMFが協約に署名するかどうかという問題をめぐって交渉が行き詰まったとき、局面打開のためにIMF会長が関与を求められた。会長は最終的に、IMFを代表してフォルクスワーゲンIFAに署名した。アルセロールの場合は、EWCがIFAを提案したが、討議のたたき台となるIFA案を提出して交渉を主導したのはIMFであった。

ルノーおよびPSAプジョーシトロエンと締結されたIFAは、いずれも経営陣がIMFに直接アプローチすることにより提案された。興味深いことに、これを受けてIMFは交渉プロセス全体で明確な主導的役割を果たし、コーディネーターを務めることになった。どちらのケースでも、IMFは重要な問題を議論するために関連加盟組織との会合を開いたり、Eメールや電話で協議したりし、共通の組合の立場・戦略について合意することによって、本国以外の組合の当事者意識を高めた。

IMFにおける国際枠組み協約の背景

グローバル・レベルでのIFAの提案・交渉・実施・監視にあたってEWCが際立った役割を果たしていることについて、ヨーロッパの組合も含めて、いくつかのIMF加盟組織が懸念を表明している。例えばイギリスの加盟組織アミカスは、IFAに関する方針書で次のように述べている。

「EWCは現在のところ交渉を委任されているわけではない。EWCのメンバーには非組合員を含めることができるが、これらのメンバーは組合を支持する見解に立っているとは限らず、明らかにヨーロッパ域内の見解しか代表していない。したがって、強力で効果的なEWCはIFAイニシアティブを押し進めるうえで有用な役割を果たすことができるが、全国労働組合がグローバル・ユニオン・フェデレーションの指揮下に一致協力し、多国籍企業とのIFA締結を目指すキャンペーンの基本方針・内容を決定しなければならない」

2002年、ドイツの加盟組織IGメタルは、2010年までに25本のIFAを締結するという目標を掲げた。IGメタルは、15本のIMF協約のうち9本で、IFAの締結を後押しする主導的な役割を担った。この経験によって、IGメタルは問題のいくつかを確認し、企業にIFA締結の話を持ちかけることを考えている他の組合に助言できるようになった。2004年、IGメタルはIFAの提案・交渉・実施に関するEWC向けの指針を発表し、EWCはグローバル・ユニオン・フェデレーションと緊密に協力しながら、「労働者のためにグループ全体に適用される協約を締結する最適の立場にある」と述べた²。この指針は、「交渉プロセスがどのようなものであれ、最初からIMFに通知して関与させ、常にIMFが協約に署名しなければならない」と強調している。実際には、IMFの署名に関する要件は幅広く解釈されている。協約には、IMF書記長、IMF会長、IMF担当部長、全国組合、WWC議長、EMFが、IMFを代表して署名している。

2006年1月、欧州金属労連（EMF）がIFAセミナーを開き、特に「IFA提案者の特徴を定義する規定のルールはないが、IMFは責任ある主導的役割を担っている」と結論づけた。最も重要なのは、最初から関連組合に情報を提供して協議し、IFAの効果的な実施につながる当事者意識を持たせるようにすることである。この見解には、IFAプロセスにおいて十分に情報を提供されていないと考えている、ヨーロッパ域外の多くのIMF加盟組織も賛成を表明している。それらの組織の報告によると、結果として、組合員が積極的に実施にかかわるよう奨励するのが、はるかに難しくなっている。

IGメタルは経験に基づき、「交渉開始前に十分に準備を整え、交渉戦略を立案できるようにしなければならない」との結論を下した。当該企業とその意思決定構造、世界中の生産拠点、各工場の組合状況、それに現在の労使関係を明確に把握する必要がある。

2.2 内容の比較

IFAの内容にはかなりばらつきがあり、IMF枠組み協約モデルから大幅に逸脱している場合もある。

表題

協約の表題さえまちまちで、実際に「国際枠組み協約」と呼ばれるIFAは1本（EADS）しかないため、特に企業の一時的な行動規範とどう違うのかに関して、IFAの地位や重要性をめぐって混乱が生じている。

²多国籍グループにおける社会的最低基準、シュテファン・リュープ、IGメタル役員会、2004年

IMFにおける国際枠組み協約の背景

ILO中核的労働基準

IMF 枠組み協約モデルは、「IFAは企業に対し、ILO中核的労働基準の遵守を義務づけ、これらの労働基準は条約番号を挙げて明確に引用しなければならない」と定めている。しかし、いくつかの点で、この原則からの逸脱が見られる。例えば、フォルクスワーゲンとダイムラークライスラーのIFAは、ILO条約を番号によって引用しておらず、団体交渉にまったく言及していない。SKF協約は、1つのILO条約（児童労働に関する条約）を引用しているだけである。

世界規模の適用

ほとんどすべてのIFAが、「企業の世界中の工場・施設すべてを対象にしなければならない」という協約の要件を満たしている。注目すべき例外はフォルクスワーゲンで、同社はIFAの適用範囲をグループ・グローバル従業員代表委員会に代表を送っている国・地域に限定しており、その中には中国が含まれていない。

サプライヤー

「サプライヤーに圧力をかけてIFAの原則を実施させる」という企業の約束を盛り込む義務は、さまざまな方法で解釈されている。協約の大多数が、「X社は、サプライヤーが自社の方針において、これらの原則を考慮に入れるよう支援・奨励する。X社は、これを将来の取引関係の有利な基礎とみなす」といった明確な語句を盛り込んでいる。

2つのIFAでは、サプライヤー条項はこれよりもはるかに弱い。メルローニIFAは、「直接サプライヤーによるILO条約の遵守を確保するために、最も適切な手段を採用するよう考慮するものとする」と明記している。SKF協約には、「SKFは、サプライヤーが同様の行動規範を遵守するよう奨励する」と記載されている。SKF協約がILO中核的条約に触れさえしていないことを考えれば、これは重要な意味を持たない。

一方、はるかに充実したサプライヤー条項を盛り込んでいるIFAが3本ある。

ボッシュ——「ボッシュは、基本的ILO労働基準の遵守を明らかに怠っているサプライヤーとは取り引きしない」

EADS——「EADS基準の遵守は、サプライヤーの選定に当たって評価基準となる。したがってEADSは、すべてのサプライヤーに対し、この枠組み協約の原則の承認・適用を求める」

PSAプジョーシトロエン——「PSAプジョーシトロエンは、サプライヤーから見積もりを取るにあたり、第2章で定義される人権の遵守を業者選定の決定基準とすることに同意する。PSAプジョーシトロエンは、サプライヤーが人権要件に従わなければ警告し、是正措置計画の作成を求める。これらの要件に従わなければ、取引業者リストからの削除を含む制裁が科せられる」

国内法との関係

アルセロール協約を除き、すべてのIFAが国内法との関連において、何らかの方法でIFAの適用可能性を限定していることは注目に値する。ほとんどの場合、これは結局、その企業が国内法を守るという約束にすぎない。このことから、企業はIFAを締結して初めて、自社が活動する国の法律の尊重を約束するのか、企業はIFAに関する責任を、国際的に認知された労働基準を守るのではなく、法律に違反しないことと同一視しているのか、という問題が生じる。

IMFにおける国際枠組み協約の背景

それ以上に懸念されるのは、フォルクスワーゲンとレオニの協約に、IFA目標実現の条件として、さまざまな国や地域の「適用法と一般的慣習」の考慮を挙げる文言が見られることである。そのような条項を盛り込むことが実際にどのような影響を及ぼすかは定かではないが、IFAの目的が、国内法がILO中核的労働基準から見て不十分な国で、より高い基準を定めることであるとすれば、このような条項はこの目的を弱めることになりかねない。アメリカのIMF加盟組織の指摘によれば、米国内で活動する企業は一貫して、その会社がグローバル・レベルで締結したIFAに含まれる組合権よりも国内法や州法が優先する、と主張している（下記「執行」を参照）。

レオニ協約は、次のような文言によって、このシナリオを回避しようと試みている。「組合の設立・加入と従業員代表に関する全従業員の基本的権利を認める。ただし、この人権の遵守は、ILO条約（第87号および第98号）に違反しない国内法規や現存協約に抵触してはならない。結社の自由と団結権保護は、結社の自由や団結権が権利として認められていない国々においても保障される」。この条項の適用はまだ検証されておらず、特定の国の労働法が関連ILO条約に違反するかどうかを同社がどのように判断するかは不明瞭である。

IFAの内容を考えるにあたり、IGメタルがIFAの指針で与えた次の注意を心に留めておく価値がある。「不十分な国際枠組み協約を締結するくらいなら、締結しないほうがずっといい。不十分な骨抜き協約は会社のイメージを高めるだけで、労働者の条件を改善することはほとんどない」。さらに、これまでの経験によれば、不十分な協約は、範囲の限られた協約の締結にしか興味のない経営陣に戦略上の優位を与えることにより、将来のIFA交渉に悪影響を及ぼす。

2.3 実施

これまでの経験によると、効果的な実施には、会合を開き、ネットワークを維持し、活動を調整するための多大な資源が必要とされる。またIMFが、IFAを締結した企業のすべてで、このレベルの実施を自ら管理するための資源を持っていないことも明らかである。

現存IFAの実施状況は少々不統一である。場合によっては、従業員に適切な言語の協約書を渡すようにすること以外、何の措置も講じられていない（協約書の配布さえ実施されていない企業もある）。一方、国際組合ネットワークを構築したり、IFAを最大限に活用する行動計画を立案したりするために具体的な措置を講じ、当該企業とそのサプライヤーで適用対象組合を広げるとともに、苦情に対応できるようにしている企業もある。

プリムやラインメタルなど特定のIFA締結企業では、IMFはまだ実施へ向けた措置を開始しておらず、組合がグローバル・レベルでそのような措置を講じている例もない。

以下、積極的な実施が行われている企業の例をいくつか挙げる。

インデシット／メルローニ

メルローニIFAは、IMFが最初（2001年）に締結した協約だったが、ようやく最初の実施会合が開かれたのは2006年3月のことである。この会合にはイギリス、ロシア、イタリアから職場委員と全国・地方労働組合コーディネーターが参加し、その主な目的はIFAの実施のために協調的行動を計画することであった。

参加者は、特に労働協約、雇用傾向、労働者・労働組合の権利の実質的尊重、労働時間、報酬および男女平等に関して、各国のインデシット／メルローニにおける労使関係の現状について情報を交換した。

この会合では、IMFと加盟組織が以下の処置を取ることの必要性が確認された。

IMFにおける国際枠組み協約の背景

- 体系的な調整（定期的な情報交換とIFA実施の監視に重点）を確立し、IMF書記局だけでなく、それぞれの生産単位と関連組合でも連絡担当者を指定する。
- 企業経営陣にIMFとの会合開催を持ちかけ、IFA条項の尊重とサプライチェーンにおけるIFA実施とを今後どのように監視していくか議論する。
- インデシット／メルローニ工場における労働者の組織化をめぐり、IMFとトルコおよびポーランドの加盟組織との議論を開始する。
- 中国のインデシット／メルローニに関する情報を収集し、同国でIFAを実施するための行動計画について検討する。
- 定期会合を開催し、すべてのインデシット／メルローニ事業所から労働者代表と組合コーディネーターを集める。
- 合同会合や定期的な情報交換など、IFAの実施に関連するすべての活動において、EMFおよびインデシット／メルローニEWCと緊密に連携する。
- 労働者と労働者代表に情報を提供し、これらすべての活動に関与させる。

フォルクスワーゲン

フォルクスワーゲンでは、IFA実施のためにいくつかの措置が取られた。2003年に、さまざまな企業・工場の労働者代表と人事管理者にアンケートを送付し、労働者に協約を周知させるためにどのような措置を講じたか尋ねた。この調査では、それぞれのIFA条項が工場で実施されているかどうかに関する情報も求めた。さらに、2003年にVWグローバル従業員代表委員会に出席した代表団を対象に、アンケートの回答についてインタビューを実施した。

この調査で、ILO中核的労働基準に違反している可能性があるとして報告された唯一の事例は、フォルクスワーゲン・メキシコにおける「秘密事項を取り扱う労働者 (trabajadores de confianza)」の問題だった。この区分は、労働者がブルーカラー労働者と同じ組合に加入できないようにするために、「秘密事項を取り扱う労働者 (confidential worker)」に分類するものである。2005年に2回目の調査が実施され、2006年のグローバル従業員代表委員会で結果が発表された。この調査でも、違反の可能性があると報告された唯一の事例は、メキシコのホワイトカラー労働者がブルーカラー労組に加入する権利を与えられていないことに関するものだった。

調査の結果、すべての企業・工場の経営陣と労働者代表が、サプライヤー企業にIFAの存在・義務について通知する義務を果たしていないことが分かった。積極的な事例として、ポルトガルのアウトエウローパからは、「従業員代表委員会がサプライヤー工場の従業員代表委員会や組合と定期会合を開いている」との報告があった。

ドイツではウォルフスブルクの従業員代表委員会に、サプライヤー企業による違反が何件か直接報告され、経営陣との協力により解決された。フォルクスワーゲンの取締役会は、今後サプライヤーは、サプライヤー企業の一般監査手続きの一部となるオンライン供給プロセスにおいて、IFAに関する知識を確認しなければならない、と決定した。

レオニ

レオニでは、2005年にドイツで工場代表・組合役員の会合が開かれ、IFAの積極的実施が始まった。その目的は、組合の間でIFAについての理解を深めること、工場・国家間のネットワーク

IMFにおける国際枠組み協約の背景

を発展させること、IFAを実施し、組織化手段としてのその潜在力を活用する方法を考え出すことであった。特に重点が置かれたのは、組合が未組織工場で労働者を組織化できるよう援助することだった。

その成果として、IMF加盟組織のソリダリタテア・メタルは、ルーマニアで2つの大規模なレオニ工場を組織化し、うち1工場で団体交渉を実施することができた。ポーランド、スロバキア、ウクライナの未組織工場と接触するための作業も始まった。

実施の第2の側面は、IMFと経営陣との直接対話を世界的なレベルで発展させることである。2006年6月、IMF、IGメタル、レオニEWCの代表が同社経営陣と会談した。議論の焦点は、工場のIFA遵守状況の監視と、サプライヤーでのIFA実施方法だった。

IMFがレオニと協力してIFAを実施した結果、次のことが分かった。

- 経営陣が保証したにもかかわらず、工場の労働者（および管理者さえ）は、IFAについてごくわずかしら認識・理解していない。
- サプライヤーを確認し、確実にIFAを認識させるために、もっと努力する必要がある。これまでのところ同社は、サプライヤーにIFA関連情報を提供していることを証明できていない。
- 同社の組合代表は、社内ネットワークを通して他国の労働者に接触し、労働組合化を援助することができる。組合代表は実施会合で、未組織工場の労働者に接触し、IFAに関する情報を伝えることを各自に義務づけた。

ダイムラークライスラー

2003年、ダイムラークライスラー世界従業員委員会は会社側との専門家ヒアリングを開催した。IMFも参加し、IFAとその実施・監視に関する考えや見解を聞いた。ILO、ICFTU、IGメタル、それに労働問題に取り組む多様なNGOの代表が出席した。ここでのメッセージは、「実施には、すべての利害関係者を参加させなければならない。組合はIFAの監視に最も適任だが、特に組合の力が弱い場合や組合が存在しない場合には、認知されたNGOの援助があればありがたい」ということであった。

自動車部門の地域IMF会合も、企業レベルのワークショップでダイムラークライスラーにおけるIFA実施について議論する一層の機会となった。このワークショップは、IFAを締結した他の自動車会社でも役立っている。例えば、ブラジルでは2005年に、地域レベルでの実施の優先課題として、情報の交換・共有、集団行動のための効果的なコミュニケーション、既存のネットワークの利用と機能向上が確認された。

ダイムラークライスラーにおける最近の施策は、IFAの延長として労働安全衛生基準を取り決めることである。これらの基準には従業員代表との協議・監視が含まれ、IFA自体と同様にサプライヤーにも適用される。

地域レベルでの実施

ラテンアメリカでは、2005年11月にブラジルでIFAの実施・監視に関する地域セミナーが開催された。この会合には、加盟組合とIFA締結企業（フォルクスワーゲン、ダイムラークライスラー、レオニ、SKF、アルセロール、ボッシュ、ルノーなど）の工場代表が集まった。

IMFにおける国際枠組み協約の背景

この会合では次のような行動計画が承認された。

- IFAに関する情報キャンペーン
- 同じ企業の組合間および異なる企業のIFA締結組合間における通信ネットワークの構築
- 地域サプライヤー調査を含む実施戦略
- NGOとの社会監視プロジェクトの考案

アルゼンチンの加盟組織ASIMRAは現在、ルノー、SKFおよびフォルクスワーゲンのIFAを利用して、ホワイトカラー労働者の組織化を試みている。この労働者カテゴリーは、企業が組合の対象範囲から除外しようとすることが多い。

南部アフリカではIMF地域事務所が、IFAワークショップを開催してIFA締結企業とサプライヤーの代表を集め、実施にあたって協力できるよう援助した。この会合では、工場代表がサプライヤー企業のリストを提出した。これらのリストは、どのサプライヤー企業を組織化の標的にするかを決定するために利用され、それによって資源が配分されている。これらのワークショップで、IFAを苦情処理に利用することの影響について数々の懸念が表明された。職場委員からの報告によると、サプライヤー工場の組合は自分たちの問題を処理するために、ますますヨーロッパの労働者に頼るようになっている。この傾向は、これらの組合の力を弱め、争議に対処する能力を低下させるという悪影響を及ぼす。多くの世界会合で職場委員は、地方レベルで措置を講じるのではなく、すべての争議を関連従業員代表委員会に付託するように言われている。もう1つの問題は、IFA執行行動の結果サプライヤー工場が閉鎖された場合に、サプライヤーが労働者とコミュニティーをあり、IFA締結企業の組合に閉鎖の責任を負わせようとするものである。

先ごろ、南アフリカ共和国で開かれた会合にIMF地域代表全員が集まり、IFA実施においてIMF地域事務所が果たせる役割の重要性を強調した。この会合では、地域事務所が、IFAの効果的な実施の必須条件としてのみならず、IMFとのIFA交渉・締結に抵抗する多国籍企業に圧力をかけることのできる条件を作り出すためにも、強力な全国組合の確立に焦点を当てる必要があることについても議論が交わされた。IFA締結企業がほとんど活動していない地域もあるため、これは特に重要である。

2.4 執行

グローバル・レベルでは法的執行メカニズムが存在しないことを、最初に理解しておくことが重要である。つまり、IFA条項の執行は、ほぼ例外なく、企業に苦情を処理させる組合の能力・影響力にかかっている。

現在までのところ、IFAに基づいて苦情が申し立てられた例は比較的少なく、苦情が処理されたケースとなるとさらに少ない。間違いなく、IFAに基づく苦情処理の経験のほとんどはダイムラークライスラーでの経験である。10件の違反が具体的に確認され、うち7件がサプライヤー、3件がディーラーでの違反だった。苦情のほとんどは、結社の自由と団体交渉権に関するIFA条項の違反に関係がある。

IFAに基づいて申し立てられた苦情は、IMFを通して、あるいは直接、ダイムラークライスラー世界従業員委員会(WEC)に付託される。WECは世界中の工場代表で構成され、IMFと調整しながら苦情を処理する。今までのところ、すべての事例が次の手続きによって処理された。

- 違反とされる事例をダイムラークライスラー経営陣に通知

IMFにおける国際枠組み協約の背景

- ダイムラークライスラー経営陣による調査
- サプライヤーに書簡を送って調査とIFA遵守を要求
- 場合によっては地方レベルで連帯行動を実施

ダイムラークライスラーIFAに基づいて処理された事例として、しばしば引き合いに出されるのは、トルコのダイムラークライスラー・サプライヤー、ディタスでの一件である。2002年、ディタス労働者がストライキを実施した。原因は、使用者が職場での労働組合権の尊重と組合との交渉を拒否し、結社の自由に関するILO条約第87号、団結権・団体交渉権に関する同第98号、それにサプライヤーも対象とするダイムラークライスラーIFAに違反したことだった。この違反に関してWECが経営陣に書簡を送ったことが、交渉による解決に達するうえで重要な役割を果たした。

ブラジルでは、組合がIFA執行を求めて会社側に圧力をかけたため、サプライヤー8社が入替えられた。IMF加盟組織のCNM-CUTは、IFAのサプライヤー条項を根拠に、サプライヤーのグローブによる違反をめぐってダイムラークライスラーで実施されたストライキの合法性をうまく主張することができた。

ダイムラークライスラーを除いて、当該企業またはそのサプライヤーでIFA違反が指摘・解決された明白な事例は、ほとんど見当たらない。苦情処理にあたってIMFに報告する必要はないため、国内レベルで違反が指摘・解決されたが、IMFに報告されていないケースも考えられる。しかし、そのような例は、どのようにIFAを利用できるかに関する認識を高めるうえで大いに役立つ可能性がある。

2006年にドイツで開かれたボッシュ世界会議で、企業行動に関して多くの苦情が出された。その中には、結社の自由、団体交渉権、差別、同一賃金を受け取る権利に関するIFA条項に違反する行動があった。この会合では、ボッシュ経営陣がIFAに基づく苦情を集中的に処理する準備をしておらず、「そのような苦情は地方レベルで処理すべきだ」と主張していることが明らかになった。

この会合で出された苦情の1つは、米国ウィスコンシン州にボッシュが所有するドボイ工場に関するものだった。団体交渉をめぐる争議の際に組合員がストライキを実施すると、経営側は常勤の代替労働者を雇用すると言って威嚇し、労働者に職場に戻るよう強制した。この措置はアメリカの労働法では認められているが、おそらく間違いなくIFAでは認められない。IMFは、IFAの実施に責任を負うドイツのボッシュ本社経営陣に対し、そのような行動がIFAに従っていないことを認め、アメリカの経営陣にこのような違反をやめさせるよう要求している。同様にBMWに対しても、米国スパータンバーグ工場での組織化活動への反対（これもIFA違反である）をやめさせるよう継続的に努力している。

SKFは世界的規模でIFAを締結していながら、国内レベルでIFAを実施することができず、そのための準備を整えていない。オーストラリア全国労組は、SKFオーストラリアと争議を繰り返している。これはSKFのIFAが「当社は、全従業員が自ら選んだ組合を結成し、そのような組合に加入するとともに、団体交渉を行う権利を尊重する」と規定しているにもかかわらず、同社が組合との団体交渉を拒否したためである。SKFオーストラリアは、スウェーデンのSKF本社経営陣に書簡を送り、「組合は会社側に交渉を強制しようと試みることにより、オーストラリアの労働法に違反している可能性がある」とまで示唆した。

これらの事例は、グローバルな労使関係規制枠組みがなければ、IFAの条項を執行することがいかに難しいかを示している。

IMFにおける国際枠組み協約の背景

IMFは現在、マーレとのIFA締結に取り組んでいる。同社は、すでにIMFがIFAを締結したダイムラークライスラー、フォルクスワーゲン両社に自動車部品を供給するドイツ系サプライヤーである。IFA案が取り決められたが、マーレがIMFを協約署名者として受け入れることを拒否しているため、締結には至っていない。IMFは、ダイムラークライスラーとフォルクスワーゲンのIFAに盛り込まれた「サプライヤーが同様の条項を実施するよう支援・奨励する」という条項を利用し、両社からマーレに圧力をかけさせ、IMFと協約を締結させようとしている。この事例の結果は、ダイムラークライスラーとフォルクスワーゲンのIFAに含まれるサプライヤー条項を執行できるかどうかの試金石になるだろう。

3. 要約

IMFは10年近くにわたってIFAを追求し、これまでに15本の協約を締結した。この経験のおかげで、さまざまな原則を確立することができたが、これらは首尾一貫して適用されているわけではない。特に、どうやってヨーロッパと当該企業の本国以外の組合員を参加させ、当事者意識を持たせるかという問題が提起されている。ヨーロッパ域外を拠点とする企業とのIFAがないことが、繰り返し指摘されている。

例えばILO中核的労働基準に直接触れないことにより、IFAの内容がIMFモデルの内容に従っていない場合がある。また、サプライヤーにも同じ基準の遵守を義務づける条項が不十分な場合もある。

IFAの実施に関する経験から、この作業が資源集約的であり、必ずしも企業によって十分に支援されているわけではないことが分かった。とはいえ、IFAはネットワーク創出と組織化の機会を提供している。

いくつかの事例ではIFA違反をめぐる争議が決着したが、特定の国での企業行動がグローバル・レベルでの約束に従っていないという苦情が増えている。これらの苦情は、今までのところ処理されていない。